

実証研究が被害者支援にできること

科学警察研究所犯罪行動科学部犯罪予防研究室長 島田 貴仁

I. はじめに

このたび、犯罪被害者支援30年、犯罪被害給付制度及び救援基金40年おめでとうございます。私はこれまで、警察庁の付属機関の科学警察研究所で、犯罪被害を予防するための心理学研究に取り組んできましたが、その中で、ご縁を得て、平成29年度の犯罪被害類型別調査に参画させていただきました。本稿では、私のこれまでの研究から、ストーカー・DVの相談記録の分析と、犯罪被害類型別調査について紹介し、犯罪学や社会心理学の実証研究（統計分析やアンケート調査）が、犯罪被害者支援に貢献できる可能性を述べたいと思います。なお、本稿の意見にかかる部分は私見であることを最初にお断りさせていただきます。

II. ストーカー・DVの対策－相談記録の分析から

近年、ストーカーやDVは大きな社会問題となっています。社会の関心の高まりもあって、ストーカーやDVに関する警察相談は増加し、現在、年間に約2万件のストーカー事案、約7万件のDV事案が警察で取り扱われています。ストーカー事案やDV事案の特徴は、多数の比較的軽微な事案の中に、少数の危険性が高い事案が含まれていることです。

ストーカー事案やDV事案の多くは、警察では「相談」として扱われます。警察官が被害者・加害者と接触をもつたびに相談記録が作成され、事案について聴取した内容や、被害者や加害者に対する措置内容がバラバラのテキストで記録されます（この方法は、被害者支援でも同じだと思われます）。日々作成されるこの相談記録から、ストーカー・DV対策に役立つ知見は得られないだろうか、という発想で研究に着手しました。

研究対象は、警察本部が3か月の間に新規に受理したストーカー事案に関する相談217例でした。ストーカー事案に関する過去の研究では、心理学や精神医学の研究者が当事者に面接して洞察を深める質的な手法が主流となっていました。これに対し、本研究では、多数の事例を統計的に分析する量的な手法—計量テキスト分析—を適用しました。具体的には、相談記録の中に記された、出会いと別れ、トラブル発生、被害、相談・通報、指導警告等のイベント（出来事）を抽出し、日付や時刻、行為者と対象者の情報とともに表形式で記録（コーディング）しました（図1）。このことによって、事案の成り行きを数量的に把握することができます。

ストーカー事案は、被害者と加害者との関係性で2種類に分けることができます。ひとつの被害者と加害者とは婚姻や交際といった親密関係にあり、その親密関係の崩壊（別れ話の切り出し）が事案の契機になるもの、もうひとつは、客と店員といった両者に親密関係がなく、親密関係の拒絶（交際を断る等）が事案の契機になるものです。本研究では、相談記録の中でも、

事案の契機となるトラブル発生から初回の相談に至るまでの被害内容に注目しました（図1）。

分析の結果、両者に親密関係があった場合は、親密関係が崩壊した直後に、相手が暴力を振るったり、脅迫メールを送付して相談に至った事案（急迫型）は、徐々に行為がエスカレートして相談に至った事案（エスカレート型）に比べて、相談後に警察が介入しても再発しやすいことが明らかになりました。すなわち、初回相談時の聴取内容によって、事案の成り行き―再発リスクが予測可能なことが示されました。ただし、この関係は前者にしか見られないため、被害者と加害者の関係性によって事案を分類する必要があります。

相談記録は、犯罪被害者支援や、本稿で取り上げたストーカー・DVなどの警察相談に限らず、学校相談など多くの場面で作成されます。相談記録は、個別のケースの成り行きを振り返るだけでなく、50ケース、100ケースとまとめて分析することで、その分野の相談・支援が置かれている状況を把握し、的確な支援に役立てることが可能となります。調査研究を新規に実施するのに比べ、相談記録を再整理することはそんなに手間はかかりません。取り組んでみればいかがでしょう。

Ⅲ. 被害者―加害者の関係性が通報・援助要請に与える要因－「犯罪被害類型別調査」から

犯罪被害は被害者の心身に大きな痛手を与えるため、被害者に対する心理的・社会的な支援の必要性は論を待たないと思われれます。しかし、被害者支援の契機となる、警察や行政への通報や、周辺にいる人への被害の打ち明けや援助要請には、心理的な障壁が存在することが知られています。

内閣府の「男女間暴力調査」では、DV、デート暴力、ストーキング、性的強要の被害者が通報しなかった理由として、「自分にも悪いところがある」、「相談してもむだ」、「恥ずかしくてだれにも言えない」、「他人を巻き込みたくない」、「そのことを思い出したくない」、「どこ（だれに）相談してよいのか分からない」「相手の仕返しが怖い」といった理由が挙げられています。これらは心理学的には、自責、効力感の低さ、羞恥、被援助志向性の低さ、抑圧、知識が十分でない、再被害への恐怖と解釈することができます。このように、被害者の通報・相談にはさまざまな心理的な障壁があり、必要とする人に支援を届けるためには、この心理的な障壁を乗り越える必要があります。

一方、（公財）日工組社会安全研究財団の「犯罪に対する不安感等に関する調査研究」でも、被害者が通報しない理由として、「仕返しされる恐れがある」「犯人が知り合いだった」という理由が挙げられました。このことから、被害者と加害者との関係（面識の有無、親密関係の有無）が、通報や他者への援助要請と関連することが考えられます。この被害者と加害者との関係は、海外の研究では、通報や援助要請に影響することが知られていますが、日本では十分な知見はこれまで得られていませんでした。

このため、平成29年度に警察庁が実施した「犯罪被害者類型別」調査に回答した犯罪被害者581名のデータを用いて、被害者と加害者との親密関係・面識関係が、被害者の警察への通報

および周辺者への援助要請に与える影響を検討しました。

その結果、配偶者や交際相手など親密関係者からの暴力を受けた被害者は、非親密関係者からの暴力被害者に比べて、警察への通報率が低いことが明らかになりました。また、通報・相談しない心理背景が、被害想起のつらさ、相手が処罰されることへの恐れ、相談そのものの結果が予期できない、の3要因に分類できることが示されました(図2)。

次に、周囲の他者への援助要請を阻む心理的要因にも、被害者-加害者関係が影響することが明らかになりました。すなわち、非面識者からの強制性交等被害においては「自分が悪いと思った、自分に責任があると思った」という自責、親密関係者からの暴力被害に関しては、「恥ずかしかった」「他人に知られたくない」「大ごとにしたくない」といった被援助志向性の低さが影響していました。

この分析の意義としては、被害者支援が届いていない未通報の被害者の心理にも、被害者-加害者関係が影響していたことが挙げられます。今回の分析では、被害者と加害者の関係性によっては、被害が潜在化し、被害者の回復が阻害される可能性があることが実証的に示されました。犯罪被害者支援や予防教育を実施する上では、被害者-加害者の関係性に着目することは有効だといえます。

IV. 犯罪予防と社会心理学

本誌を手にとった方に、知っていただければと思うことが2つあります。第一に、「犯罪予防」という概念です。犯罪被害者が日常生活を取り戻すために必要な支援が講じられることは大変に重要です。同時に、新たな犯罪被害者を生まないように、犯罪予防に社会が取り組むことも重要なことだといえます。少し視野を広げると、予防(prevention)の概念は、医療(健康)、福祉、産業安全など幅広い分野で定着しています。本稿では、各分野の「予防」に共通する考え方として一次~三次予防を紹介します。

一次予防は、幅広い一般市民を対象とした対策であり、たとえば、健康分野では、食習慣の改善や運動習慣の普及といった健康増進施策が行われています。犯罪の一次予防としては、学校や地域における被害防止教育や非行防止教育、地域の防犯パトロールや防犯性能の高い建物部品の普及があります。

二次予防は、ハイリスクな集団や状況を対象とした早期発見・早期介入です。健康の二次予防の例には、乳がんや大腸がんの検査といった特定の性・年齢層を対象とした検査があります。これらの疾病は特定の性や年齢層でのリスクが高いことが分かっているため、リスクが高い層に対して検査が実施されます。犯罪の二次予防の例としては、ストーカー・DV・児童虐待への対応、犯罪多発地区での警察活動があります。前節で紹介した相談記録の分析も、リスクが高い事案を見つけて早期に介入することで、被害のエスカレーションや人命損失を防ぐことが期待されます。なお、二次予防は、従来の被害者支援で言われている「二次被害の予防」とは異なることには注意が必要です。

三次予防は、疾病や事故、犯罪といったネガティブな事象が起きた後に、当事者が元の生活

に戻り生活の質を回復するための方策です。たとえば、疾病や怪我をして治療を受けた後は、予後の管理や、低下した身体機能の回復のためのリハビリテーションが行われます。犯罪被害者支援は犯罪の三次予防に該当します。

健康政策では、医療費の増大を防ぐために予防医学（一次・二次予防）が注目されるようになりました。新型コロナウイルスの対策でも、医療資源を守るために、感染予防に注力されています。同様に、犯罪予防でも、犯罪被害者により手厚い支援を届けるために、被害を未然に予防する犯罪の一次・二次予防が有望だといえます。

知っていただきたい第二は「社会心理学」の研究分野です。本誌の読者の多くは、心理学の中でも、個別の人が抱えた心理的な問題に対して査定や支援を行う臨床心理学には馴染みがあると思います。これに対し、社会心理学は、人間関係の形成やコミュニケーション、集団、文化といった複数の人間の心理的な営みを取り扱います。被害・被害者に関する社会心理学研究の研究例には、性犯罪やいじめの被害者に対する非難や偏見があります。研究の結果、安定や秩序を求めるといった人間の自然な心理（公正世界信念）が、「悪いことが起きたのはその人のせいだ」という被害者非難につながることを示されています（日本心理学会のウェブページ「心理学ミュージアム」に分かりやすい紹介があるのでぜひご覧ください）。最近では、新型コロナウイルスの感染者が社会からあらぬ非難を受けることも、この公正世界信念の存在が指摘されています。犯罪被害者に対する社会の理解を増進し、二次被害を防止するためにも、この人間の心の仕組みに注目することは有益です。

社会心理学は、人間のネガティブな面のみを扱うわけではありません。人々に新たに行動を取ってもらう（行動変容）ためのコミュニケーションや、人と人の助け合い（対人援助）も研究の範疇です。今後の被害者支援では、社会心理学の理論を取り入れて、犯罪被害者を相談・支援につなげるとともに、犯罪被害者に対する他者からの援助を活性化させることが期待されます。前者に関しては、情報発信によって、相談しようかどうか迷う被害者の背中を押す工夫（ナッジ）が有用です（ステッカーをショッピングセンターや公共施設のトイレなどに貼る工夫もこれに含まれます）。後者に関しては、海外では、性犯罪やデート DV の被害者に対して周りの人が傍観者にならずに手を差し伸べる「not bystander」（傍観者にならない）という啓発が実施され、その効果が示されています。本誌を手にとられた方の参考になれば幸いです。

図1：計量テキスト分析のイメージ

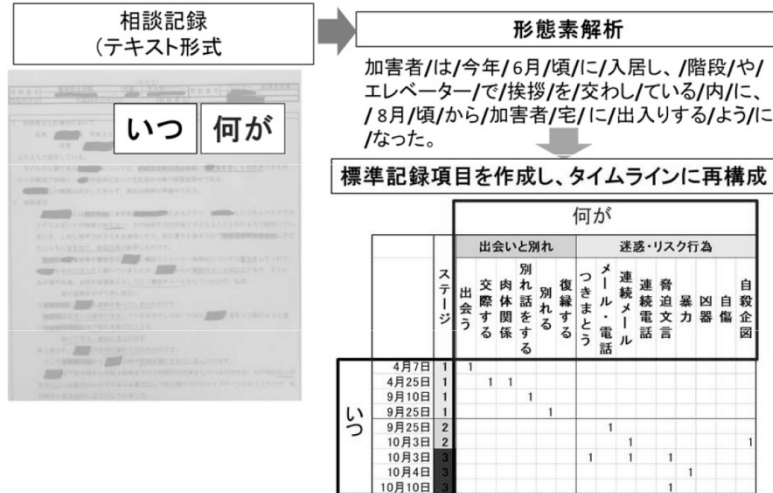
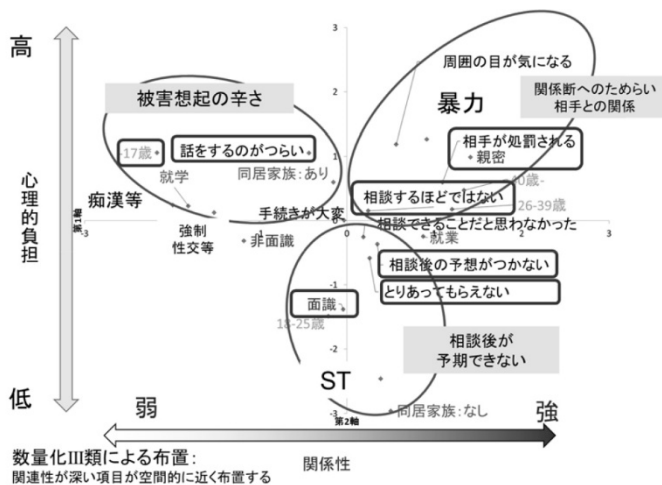


図2：被害者－加害者関係と未通報理由との関連



引用・参考文献

島田貴仁 (2019) 親密型と非親密型のストーキング——相談記録の分析と一般市民の調査から—— 守山正 (編) ストーキングの現状と対策 成文堂 pp.191-209

島田貴仁 (2019) 関係性が被害者の意思決定に与える影響—通報と援助要請を中心に— 被害者学研究, 29, 139-152.

島田貴仁 (2020) 被害と被害者をめぐる実証研究のあり方 被害者学研究, 30, 73-84.

(公財) 日本心理学会 (2015), 心理学ミュージアム「人はなぜ被害者を責めるのか? (公正世界仮説がもたらすもの)」 https://psychmuseum.jp/show_room/just_world/

島田貴仁 (2021) 犯罪予防の社会心理学—被害リスクの分析とフィールド実験による介入— ナカニシヤ出版